

市第10号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第5項中「（体育館に限る。以下この条及び第29条の2並びに別表第2の4において同じ。）」を「の体育館」に改め、同条第6項中「三ツ沢公園」の次に「の体育館」を加える。

第29条の2第1項及び第3項中「三ツ沢公園」の次に「の体育館」を加える。

第29条の3第2項中「及び投てき練習場」の次に「並びに三ツ沢公園の陸上競技場、補助陸上競技場及び球技場」を、「同表に」の次に「、三ツ沢公園の陸上競技場、補助陸上競技場及び球技場については第31条第1項及び別表第5に」を加える。

第31条第1項各号列記以外の部分中「使用する」を「利用する」に、「使用料の額は、第16条第1項」を「利用料金の基本額は、別表第5第1号」に改め、同項第1号中「使用」を「利用」に、「徴収した」を「別表第5第2号の規定にかかわらず、徴収した」に、「10分の1以内で規則で定める割合」を「20分の1」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 三ツ沢公園の球技場の利用に際し、指定団体が業として行う

大型映像装置への広告の表示をする場合 1 件 1 日につき 24,000 円

第 31 条第 2 項中「次の各号に掲げる行為」を「業として行う物品の販売」に、「当該各号に」を「1 件 1 日につき 10,000 円以内で規則で」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項中「毎年」を削り、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 4 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第 2 第 1 号エの表三ツ沢公園の陸上競技場の項、三ツ沢公園の補助陸上競技場の項、三ツ沢公園の球技場の項、庭球場の項及び馬術練習場の項を削り、同表第 3 号エの表競技用器具の項を削り、同表場内放送設備の項中「4,500 円」を「4,000 円」に改め、同表温湯シャワーの項中「3,500 円」を「2,500 円」に改め、同表大型映像装置の項を削り、同表会議室の項及び備考中「9,000 円」を「4,500 円」に改める。

別表第 2 の 2 中「（体育館に限る。）」を削る。

別表第 2 の 4 中「三ツ沢公園」の次に「の体育館」を加える。

別表第 3 第 1 号の表弓道場の項の次に次のように加える。

馬術練習場		1 時間につき	5,700 円
-------	--	---------	---------

別表に次の 1 表を加える。

別表第 5（第 29 条の 3 第 2 項）

(1) 利用料金の基本額

区	分	単 位	金 額
貸	三ツ沢公園の陸上競技場	1 日につき	52,800 円

切 利 用	三ツ沢公園の補助陸上競技場	1日につき	13,500円
	三ツ沢公園の球技場	1試合につき	21,000円
個 人 利 用	三ツ沢公園の陸上競技場（トラックのみ）	1人1回につき	200円
	三ツ沢公園の補助陸上競技場（トラックのみ）	1人1回につき	100円

(2) 入場料等を徴収する場合の利用料金の加算

貸切利用者が入場者から入場料等を徴収する場合は、前号に掲げる金額に 150,000 円を加算する。

(3) 規定時間外に利用する場合の利用料金の加算

貸切利用者が規定時間外に利用する場合は、第 1 号に掲げる金額に10分の 5 を乗じて得た額を加算する。

(4) 附属設備を利用する場合の利用料金の加算

利用者が附属設備を利用する場合は、次表に掲げる金額を加算する。

附属設備の種別	単 位		金 額
競技用器具	1日につき		5,300円
場内放送設備	1回につき		4,500円
温湯シャワー	1回につき	個人用	100円
		団体用	3,500円
更衣用ロッカー	1回につき		100円
屋外照明設備	1時間につき		54,000円
メインスコアボード	1回につき		2,400円
ゴールタイマー	1回につき		1,000円

フィールド電光掲示板	1回につき	1,000円
大型映像装置	1基1時間につき	6,400円
会議室	1室1回につき	9,000円

(備考)

会議室は、単独で利用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく三ツ沢公園（体育館を除く。）に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

三ツ沢公園（体育館を除く。）について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第28条の2 （第1項から第4項まで省略）

5 市長は、三ツ沢公園~~の体育館~~
（~~体育館に限る。以下この条及び第29条の~~
~~2並びに別表第2の4において同じ。）~~以外の別表第2の2及び
別表第2の3に掲げる公園又はその一部について、第2項の規定
により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするとき
は、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の4の右欄
に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる委
員会（第33条第1項に規定する委員会をいう。以下「選定評価委
員会等」という。）の意見を聴かなければならない。

6 市長は、三ツ沢公園~~の体育館~~について、第2項の規定により公
募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別
の事情があると認める場合を除き、横浜国際プール、横浜文化体
育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会（横浜
市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）別表第2
の左欄に掲げる横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼
記念体育館指定管理者選定評価委員会をいう。以下同じ。）の意
見を聴かなければならない。

（第7項省略）

（管理の業務の評価）

第29条の2 指定管理者（こどもログハウス及び三ツ沢公園~~の体育~~
~~館~~の指定管理者を除く。）は、市長が特別の事情があると認める

場合を除き、その指定の期間において、第28条の2第1項各号に掲げる公園又はその一部（こどもログハウス及び三ツ沢公園の体育館を除く。）の管理に関する業務について、別表第2の4の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会等の評価を受けなければならない。

（第2項省略）

- 3 三ツ沢公園の体育館の指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第28条の2第1項各号に掲げる三ツ沢公園の体育館の管理に関する業務について、横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用料金等）

第29条の3 （第1項省略）

- 2 利用料金は、新横浜公園の総合競技場、補助競技場、球技場及び投てき練習場並びに三ツ沢公園の陸上競技場、補助陸上競技場及び球技場を除く有料施設については別表第3に、新横浜公園の総合競技場、補助競技場及び球技場については第32条第1項及び別表第4に、新横浜公園の投てき練習場については同表に、三ツ沢公園の陸上競技場、補助陸上競技場及び球技場については第31条第1項及び別表第5に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（第3項から第6項まで省略）

（三ツ沢公園の球技場に関する特例）

- 第31条 アマチュア競技団体以外の団体で市長が指定したもの（以下「指定団体」という。）が三ツ沢公園の球技場を利用する場合使用する

- の 利用料金の基本額は、別表第5第1号の規定にかかわらず、1
 使用料の額は、第16条第1項
 試合につき150,000円とする。ただし、次の各号に該当する場合は
 、150,000円に当該各号に定める額を加えた額とする。
- (1) 三ツ沢公園の球技場の利用に際し、指定団体が入場者から入
 場料その他これに類する対価（以下「入場料等」という。）を
 徴収する場合 別表第5第2号の規定にかかわらず、徴収した
徴収した
 入場料等の総額に $\frac{20}{100}$ の1 を乗じた額
 10分の1以内で規則で定める割合
- (2) 三ツ沢公園の球技場の利用に際し、指定団体が業として行う
三ツ沢公園の球技場の使用に際し、指定団体が屋外照明設備
大型映像装置への広告の表示をする場合 1件1日につき24,0
 を使用する場合 1時間につき54,000円以内で規則で定める額
 00円
- 2 三ツ沢公園の球技場の使用に際し、指定団体が業として行う物
品の販売をする場合の使用料の額は、第16条第1項の規定にか
る行為
 わらず、1件1日につき10,000円以内で規則で定める額とする。
 当該各号に
- (1) 業として行う物品の販売 1件1日につき10,000円以内で規
 則で定める額
- (2) 業として行う大型映像装置への広告の表示 1件1日につき
 24,000円以内で規則で定める額
- 3 指定団体は、毎年規則で定めるところにより、三ツ沢公園の球
 技場の年間使用計画書を指定管理者
市長に提出しなければならない。
- 4 指定団体が前項の年間使用計画書に基づき三ツ沢公園の球技場
 を使用するため、第7条第2項の規定による許可を受けようとし
 てした申請が、他の者の申請と競合した場合において、指定管理
市長
者が特に必要があると認めるときは、第21条の規定にかかわらず
 、当該指定団体を優先者とすることができる。

別表第2（第16条第1項）

市第10号

(1) 使用料の基本額

(アからウまで省略)

エ 有料施設の使用料

種 別	貸切使用料		個人使用料	
	単 位	金 額	単 位	金 額
三ツ沢公園の陸上競技場	1日につき	52,800円以内	1回につき	200円以内
三ツ沢公園の補助陸上競技場	1日につき	13,500円以内	1回につき	100円以内
(省 略)				
三ツ沢公園の球技場	1試合につき	21,000円以内		
庭球場	1面1時間につき	1,100円以内		
馬術練習場	1日につき	3,500円以内	1回につき	200円以内

(第2号省略)

(3) 使用料の増減

(アからウまで省略)

エ 有料施設の利用者が当該有料施設の付属設備を使用する場合は、第1号エに定める使用料に、次表に定める額を加えた額を、当該施設の使用料とする。

附 属 設 備 の 種 別	単 位	金 額
競 技 用 器 具	1日につき	5,300円以内
場 内 放 送 設 備	1回につき	4,000円 4,500円以内

(省 略)			
温 湯 シ ャ ワ ー	1 回につき	(省 略)	
		団 体 用	$\frac{2,500\text{円}}{3,500\text{円}}$ 以内
(省 略)			
大 型 映 像 装 置	1 基 1 時間につき	12,000円以内	
会 議 室	1 日につき	$\frac{4,500\text{円}}{9,000\text{円}}$ 以内	
(省 略)			

備考 会議室及び屋内練習場については、単独で使うことができる。この場合において、その使用料の額は、会議室については 1 日につき $\frac{4,500\text{円}}{9,000\text{円}}$ 以内、屋内練習場については 1 時間につき 3,000 円以内とする。

別表第 2 の 2 (第 16 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項及び第 5 項)

名 称	位 置
(省 略)	
三ツ沢公園 (体育館に限る。)	横浜市神奈川区
(省 略)	
(省 略)	

別表第 2 の 4 (第 28 条の 2 第 5 項、第 29 条の 2 第 1 項、第 33 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会	公園又はその一部(こどもログハウス、三ツ沢公園 ^② の体育館、港の見える丘公園の教養施設、本牧市民公園の体験学習施設、長浜野口記念公園の集会施設及び大倉山

	公園の集会施設を除く。) の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該公園又はその一部の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
(省 略)	

別表第 3 (第 29 条の 3 第 2 項)

(1) 利用料金

種 別	貸 切 利 用		個 人 利 用	
	単 位	金 額	単 位	金 額
(省 略)				
弓道場	1 日につき	82,000円	1 時間につき	300円
馬術練習場			1 時間につき	5,700円
(省 略)				

(第 2 号及び第 3 号省略)

別表第 5 (第 29 条の 3 第 2 項)

(1) 利用料金の基本額

区 分		単 位	金 額
貸 切 利 用	三ツ沢公園の陸上競技場	1 日につき	52,800円
	三ツ沢公園の補助陸上競技場	1 日につき	13,500円
	三ツ沢公園の球技場	1 試合につき	21,000円
個 人 利 用	三ツ沢公園の陸上競技場 (トラックのみ)	1 人 1 回につき	200 円
	三ツ沢公園の補助陸上競技場 (トラックのみ)	1 人 1 回につき	100 円

(2) 入場料等を徴収する場合の利用料金の加算

貸切利用者が入場者から入場料等を徴収する場合は、前号に掲げる金額に150,000円を加算する。

(3) 規定時間外に利用する場合の利用料金の加算

貸切利用者が規定時間外に利用する場合は、第1号に掲げる金額に10分の5を乗じて得た額を加算する。

(4) 附属設備を利用する場合の利用料金の加算

利用者が附属設備を利用する場合は、次表に掲げる金額を加算する。

附属設備の種別	単	位	金 額
競 技 用 器 具	1日につき		5,300円
場 内 放 送 設 備	1回につき		4,500円
温 湯 シ ャ ワ ー	1回につき	個人用	100円
		団体用	3,500円
更 衣 用 ロ ッ カ ー	1回につき		100円
屋 外 照 明 設 備	1時間につき		54,000円
メ イ ン ス コ ア ボ ー ド	1回につき		2,400円
ゴ ー ル タ イ マ ー	1回につき		1,000円
フ ィ ー ル ド 電 光 掲 示 板	1回につき		1,000円
大 型 映 像 装 置	1基1時間につき		6,400円
会 議 室	1室1回につき		9,000円

(備考)

会議室は、単独で利用することができる。